

第33回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

開催日時

平成29年11月6日（月） 午前10時30分から午前11時15分まで

開催場所

高崎市市民活動センター・ソシアス1階 第1・2活動室

議 事

議題 水道料金の改定について

下水道使用料について

報告 上下水道事務所業務の委託化について

受益者負担金及び区域外流入分担金について

その他

出席委員（18人）敬称略

委員 飯島明宏

委員 池内敏明

委員 加藤美智子

委員 上村理恵

委員 熊谷佐知恵

委員 後閑米子

委員 小林優公

委員 鈴木紀子

委員 関島千賀子

委員 時田裕之

委員 新野幸子

委員 萩原孝吉

委員 樋口哲郎

委員 松浦政子

委員 山下栄一

委員 八木義明

委員 吉田好江

委員 渡邊幹治

市側出席者（16人）

上下水道事業管理者 石綿和夫

水道局長	森田 亨
経営企画課長	岸 一之
料金課長	木本弘幸
工務課長	網野良彦
浄水課長	田口和彦
下水道局長	水野勝祐
総務課長	中曽根哲哉
整備課長	小野澤俊彦
維持管理課長	設楽 裕
施設課長	佐藤伸一
箕郷上下水道事務所長	佐藤直紀
群馬上下水道事務所長	内山和弘
新町上下水道事務所長	神保忠雄
榛名上下水道事務所長	松本 悟
吉井上下水道事務所長	長谷川勝則

事務局（4人）

経営企画課課長補佐	小池郁生
経営企画課主査	清水仁子
経営企画課主査	小林康二
経営企画課主事	清水亮祐

1 開 会

2 あいさつ

- 石綿上下水道事業管理者からあいさつ
- 八木会長からあいさつ

3 議 事

- 委員20名中18名の出席により、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。
- 高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、八木会長が議長となり議事の進行を行った。
- 議長から会議録署名委員に鈴木委員、関島委員を指名した。
- 石綿上下水道事業管理者から八木会長へ諮問書の交付。

○経営企画課課長補佐

それでは、これより議事に移らせていただきます。

審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長になっていただくことになっておりますので、八木会長に進行をお願いいたします。

○会長

議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日の議事録署名人のお願いをしたいと思います。毎回、順次交代ということで2名の方をお願いしているところですが、本日は鈴木委員 様、関島委員 様、よろしくをお願いいたします。

まず、先ほど石綿管理者 様から頂きました諮問書について、読み上げさせていただきます。1. 諮問事項、吉井地域における水道料金の算定方法の見直しについて、2. 諮問理由、平成21年6月1日に吉井町と合併を行い、水道料金については、議会の審議の上、経過措置として平成30年3月31日までの間、吉井町当時の料金で据え置くことになりました。このたび、経過措置期間が終了することに伴い、高崎市給水条例第24条に規定する料金へ平成30年4月分から改定するものであり、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問するもの という文をいただきました。

これに基づきまして、これから議題に上げていただいている内容について報告がありました後に、皆様にご審議をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

まず1点目の「水道料金の改定」について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○経営企画課長

経営企画課長の岸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の1、水道料金の改定を説明する前に、合併からの水道料金の経緯について、ご説明をさせていただきます。

本市は平成18年1月23日に、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町と、そして平成18年10月1日に榛名町、平成21年6月1日に吉井町と合併し、現在に至っております。

水道料金につきましては、合併の調整方針により、平成24年度までは、現行通りとし、その後、事業の執行に支障が生じる等料金の見直しが必要になった時点で、高崎市の例を基に段階的に統一に向け調整する。ということになっています。

調整の方針通り、平成24年度には、水道料金の見直しの検討を行いましたところ、当時、経営状況が、事業の執行に支障が生じるような状態ではなかったため、平成29年度まで現行通りとし、5年間延長をさせていただいた経緯がございます。

今年度につきましては、延長しました5年目となりますので、料金の改定について検討し、一定の方向性が見出されましたので、本審議会に諮問させていただいた訳

でございます。

そうすれば、議題1の資料をご覧いただきたいと思います。まず、改定内容でございますが、吉井地域の水道料金の一部、具体的には基本料金を、高崎地域に合わせるものでございます。

理由でございますが、前回同様、業務に支障は生じておりませんが、最初の合併後10年を経過する中で、料金統一に向けた、第一段階として、基本料金が口径別になっている吉井地域の基本料金を高崎地域と同じ料金にするものでございます。

また、それ以外の、箕郷、群馬、新町、榛名の地域につきましては、5年前同様、業務に支障がございませぬので、引き続き5年間、現行の料金体系で延長するものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。各地域の水道料金表でございます。左上が高崎地域の料金表でございます。表左から「メーター口径」、「基本料金」、「従量料金」となっております。水道料金は基本料金と従量料金の合算となります。表左の口径13ミリメートルでは基本料金715円、20ミリメートルでは875円、25ミリメートルより大きい口径は記載のとおり基本料金となっております。この、基本料金部分を、吉井地域の基本料金に適用させるのが今回の改定の内容でございます。

右ページをご覧いただきたいと思います。吉井地域の料金表でございます。こちらは、基本料金の欄にアンダーラインが引いてありますけれども、こちらの部分が高崎地域の基本料金と同額となっております。

今回の改定で吉井地域の水道料金は平均で約4.5%ほどの減額となります。参考としまして、右ページの一番下に改定後の「一般家庭の料金試算表」がございます。改定によって、吉井地域につきましては、13ミリでは約270円ほど安くなっておりますけれども、地域ごとの差がまだございます。

最後に適用でございますが、平成30年4月分の料金から適用するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、料金改定の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。

只今、ご説明をいただきましたこの点について、何かご質問があれば、挙手の上で、お願ひいたします。いかがでございましょうか。

○会長

皆様無いですので、私の方から1つ。只今の説明では吉井地域と高崎地域の基本料金だけを改定したということでございますが、従量料金については、改定無しということでしょうか。

○経営企画課長

はい、お答え申し上げます。従量料金については今回の改定はございません。よろしくお願ひいたします。

○会長

そしてもう1点ですが、参考として資料に記載された一般家庭における料金試算表がありますが、13ミリと20ミリで高崎地域と吉井地域の差が334円ずつあるのですが、これは従量料金の差ということでしょうか。

○経営企画課長

その通りでございます。基本料金の部分は今回統一ということで、13ミリについては両方715円ということでございますが、従量料金は高崎地域については3段階、吉井地域については5段階ということで分かれておまして、それぞれ従量料金の基本単価が違いますので、その差が出るということでございます。

○会長

その他、ご質問はございますか。

無いようでしたら、本件については、審議会として答申をしなければなりません。従いまして、皆様がこの案でご了解いただけたか、意思表示をしていただきたいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全委員 挙手)

全員賛成ということでよろしいでしょうか。

それでは、この通りお願ひいたします。

それでは、1つ目の議題の審議が終わりましたので、2つ目の「下水道使用料」について、ご説明をお願いいたします。

○総務課長

下水道局総務課の中曾根と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2、下水道使用料について、ご説明をさせていただきます。

下水道使用料の合併からの経緯につきましては、先ほどの水道料金と同様の経緯から、現在に至っております。

水道料金同様、今年度が延長させていただきました5年目となることから、今後の下水道事業の経営状況等から検討した結果、5年前と同様に事業の執行に支障が無いことから、下水道使用料につきましては引き続き5年間、平成35年3月31日まで、現行の料金体系を延長するものでございます。

なお、次ページには、各地域の現在の使用料の資料が添付してございますので、

後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、下水道使用料についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長

議題2の説明をいただきました。

下水道使用料について、今のご説明ですと、その後5年間料金は据え置くというものでございます。この点につきまして、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○飯島委員

資料にある「事業の執行に支障が生じる等料金の見直しが必要になった時点」というところが、改定をするときの一つの判断要素になるようですが、これは運用上どのような事態になった場合に適用になるのか教えていただきたい。

○総務課長

お答えいたします。今回、平成30年度から平成34年度までに予定しております事業の計画等について、収入・支出を計算したところ、平成34年度までは毎年、経常利益が生じる黒字経営が続けられるという判断から今回据え置くということでごさいます。次回は平成35年に延長が切れますので、その段階でその後の5年間なり、ある程度の期間の収支を検討しまして、最終的には単年度収支で赤字が出るような計画が出た段階で改定を検討させていただきたいと考えております。

○飯島委員

ありがとうございます。

○会長

他にございますでしょうか。

○吉田委員

基本料金とは、地域によって違うものなのでしょうか。どういうことで違うのか教えていただきたい。

あともう1点、水道料金について料金表にある「臨時用」とはどのようなものを指すのでしょうか。

○経営企画課長

お答えさせていただきます。まず、基本料金の地域差でございますが、合併する前はそれぞれ市町村で水道事業を行ってまいりました。その中で適切な経営ができるような料金設定をさせていただいた経緯がございます。合併により、それぞれ料

金表が違うという状況にはなっておりますが、経緯とすると従前通りということで合併しておりますので、それぞれ旧地域の料金表を使っているという状況になります。

次に、「臨時用」についてですが、基本的に一般家庭・企業の方は、水道メーターを付けて料金を加算させていただいている訳なんですけど、例えば工事とか一時的にしか使わないというような状況もございます。そのとき、どうしても水道が必要な場合は、臨時用ということでつながらせていただいて、利用をしてもらっているというような状況でございます。以上でございます。

○吉田委員

ちなみに、畑に引いてある水道は臨時用ではないのでしょうか。

○経営企画課長

その通りでございます。臨時用という扱いはございません。

○会長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題2「下水道使用料」については、5年間据え置きということでよろしいでしょうか。

(全委員 挙手)

それでは、異議なしということで終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

審議がこれで終わりましたので、次に報告事項へ移りたいと思います。

報告事項1「上下水道事務所業務の委託化」について、ご説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは、上下水道事務所業務の委託化についてご説明申し上げます。

お手元には、報告1と書かれた資料をご用意いただきたいと思います。

現在、市内では合併により高崎市となった、倉渕地域を除く5つの地域に上下水道事務所がございます。各事務所では、地域の住民の皆様を対象とした受付サービス業務や、上下水道施設の維持管理業務などを主に行っております。

そのような現状の中、浄水場関連施設の維持管理業務につきましては、人事異動等により職員の入れ替えがあり、施設管理の技術継承が難しいというような課題もございました。

このたび、このような課題の解消や、公営企業における事務の効率化により、更なる経営の改善を図るため、上下水道事務所の見直し・委託化に着手いたしました。

見直しの予定としましては、資料の2点目をご覧いただきたいと思います。

まず、市民の皆様に関わる窓口業務につきましては、今まで同様、各支所等で委託業者が対応させていただく予定でございます。

次に、浄水場などの水道施設の管理業務につきましては、先ほど申し上げましたが技術の継承を重視し、専門業者へ委託することで、これまで同様、安心・安全な水道水を市民の皆様に供給させていただきます。

最後になりますが、水道管などの管路施設の管理業務につきましては、本庁を拠点といたしまして、これまで同様、職員及び当番業者で、迅速に対応させていただく予定でございます。

実施につきましては、平成30年4月1日からを予定しております。なお、業務が円滑に移行できるよう、今年度から引継ぎをしながら業務を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

報告事項1の「上下水道事務所業務の委託化」について、ご説明がございました。この件について、ご質問等がありますでしょうか。

○萩原委員

要望でもよろしいでしょうか。

過日、本審議会でもいただきました「高崎市水道ビジョン」を拝見させていただきますと、高崎市の送水管或いは配水管等は2,300キロを超える非常に長いものが埋設されています。埋設というのは、土に埋まっているということでございます。高崎市の地形は高低差もあり、山間部もありますから、地域によって水圧等が違うところもあり、減圧或いは増圧が必要な状況があらうかと思えます。そのような中で、目に見えない施設を管理するというのは、大変な尽力或いは技術力が必要かと思えます。今後、これらの効率化を図るということでございますけれども、各委託業者を管理・監督するという観点からも各職員、皆様方の負担増にはならない程度に配慮していただきながらも、今後熟練技術の向上、或いは継承されるような組織作りに努めていただければと思います。

以上要望となりますけれども、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

只今のことについて、どなたか回答をいただけますか。

○経営企画課長

委員さんからのご意見、十分承知いたしました。職員がいなくなることによって

の不安もあるという風には感じておりますけれども、それ以上にできることも多いかと思えます。委員さんの意見も尊重しながら、皆様にご迷惑が掛からないような水道事業を運営してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○会長

よろしいでしょうか。

○萩原委員

はい。

○会長

よろしく願いいたします。

報告事項1について、その他ご意見等はございますでしょうか。

無ければ、報告事項2へ移らさせていただきます。「受益者負担金及び区域外流入分担金」について、ご説明をお願いいたします。

○総務課長

それでは、報告2、受益者負担金及び区域外流入分担金について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、用語の説明をさせていただきます。

受益者負担金でございますが、下水道は道路や公園などの他の公共施設とは異なり、利用することができるのは下水道が整備された区域内の土地所有者等に限られます。このため、下水道整備により直接恩恵を受ける土地所有者等に下水道建設費の一部を負担していただくものでございます。

次に、区域外流入分担金は、公共下水道の認可区域の外に土地をお持ちの方から一定の基準を満たしている場合に下水道の流入を許可しており、その際に受益者負担金と同様の区域外流入分担金として下水道建設費の一部を負担していただくものでございます。

受益者負担金及び区域外流入分担金につきましては、箕郷、群馬、榛名地域は建物を対象に建物所有者等に、新町、吉井地域については土地を対象に土地所有者等にそれぞれ賦課しているものでございます。

それでは、資料をご覧ください。改正内容でございますが、吉井地域の受益者負担金について、現在は下水道が整備され使用できる状態となる供用開始の時点で、接続の有無に関わらず賦課をしているところでございますが、これを下水道に接続する段階での賦課に変更するものでございます。

併せまして、徴収方法につきましても、5年20回の分割徴収から一括徴収に変更するものでございます。

区域外流入分担金についても、受益者負担金と同様に5年20回の分割徴収から一括徴収に変更するものでございます。

なお、受益者負担金と区域外流入分担金は、吉井地域以外の地域では接続時に賦課し一括徴収となっております。

改正の理由でございますが、吉井地域では供用開始時点で受益者負担金が賦課徴収されるため、すぐに下水道に接続されない方にとって、下水道による恩恵が感じられないため、賦課徴収されることへの理解が得られにくい現状がございます。このため、他の地域と同様に下水道への接続時点での賦課徴収に変更するものでございます。

また、徴収方法につきましても、現在の5年20回は、他の税金等でも類を見ない長期の納付期間となっております。この間には、受益者にとりましては、納付忘れや納付途中での納入義務者の死亡や土地売買等で受益者に変更があった場合など、手続等の負担がかかるなどの問題が生じていることから、一括徴収に変更するものでございます。

区域外流入分担金につきましては、受益者負担金の徴収方法を準用した徴収方法としていることから、受益者負担金の変更に合わせ、一括徴収に変更するものでございます。

施行日でございますが、平成30年4月1日からの施行を予定しております。

なお、現在、納付中の受益者負担金につきましては、改正後も引き続き現在の分割納付が適用されるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、「受益者負担金及び区域外流入分担金」についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

只今、ご説明ありました報告事項2について、ご質問等があれば、お願いいたします。

○飯島委員

未接続の受益者から理解を得にくいので、接続時に負担していただく方式へという説明がありましたけれども、そのように変更すると、逆に市民の方が下水道に接続するというのを妨げてしまうようなことにならないのか。せっかく近くまで下水道がきていたら早く接続してもらう方が住民の方にとっても利益があることだと思うのですけれども、それを接続するときにお金がかかりますとしたならば、今浄化槽があるからこのままでという風になり、せっかく整備した下水道が使われないんじゃないかなという危惧が湧いてきたのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。

飯島委員さんがおっしゃる通り、早期の接続が一番望ましいことですが、

それぞれ家庭の事情がございまして、たとえば新築して2～3年後に下水道が整備された場合とか、浄化槽がまだ使えるという状況もございまして、下水道局としては1日も早い接続を望むのですが、やはり吉井地域だけが接続の有無に関わらず負担金が発生している状況から、どうしても家庭等の事情で接続できないお宅についても負担金だけは徴収されるという状況が続いておりまして、そのような状況を見直すことから今回接続した段階での賦課徴収に改めたいというものです。1日も早い接続をしていただけることが一番よろしいのですが、そのためにも普及促進活動をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

只今のご説明でよろしいでしょうか。

○飯島委員

はい。

○会長

その他にございますでしょうか。

無ければ、報告事項2につきましては、これでご質問を終了したいと思います。

最後になりましたが、「その他」として事務局からお願いします。

○経営企画課課長補佐

事務局から2点報告がございまして。

1点目は、本会議を開催するにあたり、事前に委員の皆様からお受けしましたご質問につきまして、回答をさせていただきます。今回は、関島委員より「群馬地域の上水道の水源の内訳及びその配水地域」についてと、もう1点が「高崎市全体及び群馬地域の下水道普及率」について、以上2点のご質問をいただきました。

まず、「群馬地域の上水道の水源の内訳及びその配水地域」に対する回答を、水道局浄水課長より、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○浄水課長

はい。浄水課の田口と申します。よろしくお願いいたします。

群馬地域の水源につきましては、2つございまして。今現在使っている水源は、上越新幹線を作ったとき、トンネルを掘りましたけれども、そのときに地下水が湧き出てきて、その水を利用させていただいています。それともう1つは、群馬県の施設の県央第一水道というものが群馬地域のところにありまして、そちらの方で群馬用水という水をきれいな水にしまして、その水を群馬地域の方にいただいております。その2つを水源として、群馬地域の方は飲み水として利用をしております。

ろでございます。昔は井戸を使っていた経緯もありますが、トンネルを作ったときに井戸も少し枯れてしまって出なくなってしまうというのも当時はございまして、その代替ということでトンネル湧水の施設を作っていただいて、そちらの方を利用しているものでございます。2つの水源の割合ですが、トンネル湧水は毎年動きはありますが大体30%、県の方から水をいただいているのが70%、大体3：7の割合で今使っているところでございます。

配水地域については、今皆さんの方に配布させていただきました群馬地域の図面をご覧ください。上と下と2箇所、半分に大体分かれてございまして、上の方にあります金古浄水場から上の半分の地域へ配っているところでございます。図面の下の方は、足門浄水場から下の方の地域へ配水させていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

1点目のご質問につきまして、関島様、いかがでございませうでしょうか。

○関島委員

はい、ありがとうございます。

○経営企画課課長補佐

続きまして、「高崎市全体及び群馬地域の下水道普及率」に対する回答を、下水道局維持管理課長より、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○維持管理課長

維持管理課の設楽です。よろしくお願いいたします。お答えします。

平成28年度末の下水道普及率についてですけれども、全国においては78.2%、群馬県全体では53.2%となっています。ご質問の高崎市全体の下水道普及率でございますが、73.0%で前年度に比べて0.6ポイント上回っております。群馬地域における普及率は27.4%となっています。

参考までに他の地域の普及率を申し上げますと、高崎地域では89.4%、箕郷地域32.8%、新町地域99.8%、榛名地域22.6%、吉井地域54.4%となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○会長

関島委員さん、いかがでございませうか。

○関島委員

はい、ありがとうございます。

○経営企画課課長補佐

最後2点目でございますが、次回の運営審議会の開催予定についてご説明させていただきます。次回は、2月下旬頃の開催を予定しております。

開催に当たりましては、改めて委員の皆様には通知等でご案内させていただきま
すので、出席の程、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは最後に全体的なことで何かご質問等があれば、お伺いしたいと思うので
すが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

無いければ、これで議事の方は終了させていただきたいと思えます。議長の職は
降ろさせていただきます。

円滑な運営へのご協力、ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相
違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

会 長

委 員

委 員